

箱根町景観計画及び箱根町景観条例改定支援業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

箱根町景観計画及び箱根町景観条例改定支援事業
箱根町景観計画及び箱根町景観条例改定支援業務委託

(2) 業務の目的

景観法に基づく「良好な景観の形成に関する計画（景観計画）」と、景観法委任条例の景観条例を改定することを目的とする。また、重点地区の新規指定とその届出対象行為と規模等の基準及び良好な景観の形成のための制限（景観形成基準）の策定を行う。業務においては、景観法等の関連法令等や、関係する諸計画等に基づき実施すること。

(3) 業務内容

箱根町景観計画及び箱根町景観条例改定支援事業
箱根町景観計画及び箱根町景観条例改定支援業務委託
詳細は、箱根町景観計画及び箱根町景観条例改定支援業務委託業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)を参照。

(4) 履行期間

契約の日から令和10年3月31日まで

(5) 予算概要

委託料の見積上限額は、15,390,000円(消費税及び地方消費税を含む)とする。
ただし、令和8年度及び令和9年度の年度別見積上限額は次のとおり。

令和8年度 7,695,000円

令和9年度 7,695,000円

※いずれも消費税及び地方消費税を含む。

2 参加資格条件

本プロポーザルに参加できる事業者は、次に掲げる条件をすべて満たしている事業者とする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 破産法(平成16年法律第75号)による破産手続き開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続の申立てまたは民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている法人でないこと。

(3) 箱根町暴力団排除条例(平成23年箱根町条例第12号)第2条第2号から第5号までに該当しないこと。

(4) 町から指名停止の措置を受けていないこと。

(5) 委託事業に関する十分なノウハウを有し、当該業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。

3 参加申込

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、次の書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加申込書(別紙1)・・・1部

イ 法人等概要書(別紙2)

ウ 業務実績調書(別紙3)

(2) 提出期限及び提出方法

令和8年6月2日(火)17時まで(必着)、電子メール、持参または郵送

4 質問等

本案件に関する質問等がある場合は、次のとおり受付し、回答するもの。

なお、軽微な質問事項(実施要領や仕様書の記載内容の確認等)については、その都度回答することがある。

(1) 質問の提出方法

ア 質問書(別紙4)に質問事項を簡潔に記載し、電子メールにて提出すること。

イ 口頭による質問は受け付けない。

(2) 質問受付期限

令和8年6月5日(金)17時まで

(3) 回答方法・回答日

事務局は質問事項を取りまとめ、令和8年6月9日(火)に電子メールにより全参加表明者へ回答する。その際、社名等の公表はしない。

5 提案書等

提案書については、次のとおり提出すること。

(1) 提案書類

ア 提案書(任意様式) 社名入り・・・1部

社名なし・・・6部

イ 当該業務参考見積書(任意様式)・・・1部

※参考見積書の記載方法は2年の総額表記とし、令和8年度から令和9年度までの年度別に金額が分かるように記載すること。

※参考見積書には、令和8年度から令和9年度までの年度別の見積金額の内訳と、箱根町景観計画及び箱根町景観条例改定支援業務の内訳を記載した明細書を添付すること。

(2) 提出期限及び提出方法

令和8年6月30日(火)17時まで

6 選考に関する事項

選考にあたっては、「箱根町景観計画及び箱根町景観条例改定支援業務委託プロポーザル審査委員会」委員へのプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

なお、プレゼンテーション及びヒアリングの時間及び場所等については、別途連絡す

る。

- (1) プレゼンテーション・ヒアリング審査の実施方法
審査の順番については町が指定することとし、各提案者の持ち時間は 50 分以内（プレゼンテーション 25 分以内、ヒアリング 25 分以内）を予定する。
- (2) プレゼンテーションにおける提案方法
提出された提案書をもとに説明すること。その際、提案書に関する補足説明資料の配布は認めるが、提案書に記載がない新たな追加提案や追加資料の配布は認めない。
- (3) パソコン及びプロジェクターを使用したプレゼンテーション実施
パソコン及びプロジェクターを使用したプレゼンテーションの実施も認めるが、希望する場合はプレゼンテーション及びヒアリング審査実施日の 3 日前の 17 時までには投影資料の電子データを電子メールにより送信すること。その場合において、電子データサイズは 10MB 以内とし、データ種類は PDF ファイルまたはパワーポイントファイルに限るものとする。なお、パソコン及びプロジェクター等の機器類については町で準備するものとする。
- (4) 評価及び選考結果等
事業者が当該委託業務を十分に遂行できるかを提案書、プレゼンテーション及びヒアリング結果を基に評価する。評価項目の詳細は別紙 5 のとおりとする。選考結果については、評価後にすべての事業者にも文書で通知する。

7 その他注意事項

- (1) 参加表明者は、3 (1) に記載する書類の提出をもってこの実施要領の記載内容を承諾したものとする。
- (2) 提出した提案書等は、提出期限内に限り補正することができる。ただし、提出期限後は変更することができないものとし、また、その理由如何にかかわらず提出書類の返却はしない。
- (3) 提案した内容は、実現を約束したものとする。
- (4) 参加に関して必要な費用は、すべて参加表明者の負担とする。
- (5) 提出された 3 (1) の書類に関する著作権は、参加表明者に帰属することとする。
ただし、採用となった書類の著作権は、町に帰属することとする。
なお、採用・不採用に関わらず、町は本プロポーザルの報告、公表等のために必要な場合は、書類を無償で使用できることとする。
- (6) 本プロポーザルにて、町が提供した資料等は、町の許可なしに公表、転載及び引用することはできない。
- (7) 参加表明後、本プロポーザルを辞退する場合は、辞退理由を付した辞退届（任意様式）を提出すること。
- (8) 提出された書類は原則として公開しない。ただし、本プロポーザル選定に係る情報開示請求があった場合には、箱根町情報公開条例（平成 15 年箱根町条例第 14 号）に基づき、公開することがある。なお、事業者選定期間中は、開示の対象としない。

8 スケジュール

本プロポーザルに関するスケジュールは次のとおりとする。

内容	日程
公告	令和8年5月26日(火)
参加申込書提出	令和8年6月2日(火) 17時まで
質問受付	令和8年6月5日(金) 17時まで
質問回答	令和8年6月9日(火)
提案書等提出	令和8年6月30日(火) 17時まで
プレゼンテーション・ヒアリング審査	令和8年7月9日(木)
審査結果通知	令和8年7月13日(月)
契約締結	令和8年7月中旬

9 提出、問合せ先

事務局：箱根町環境整備部都市整備課

所在地：〒250-0398 神奈川県足柄下郡箱根町湯本 256 番地

電 話：0460-85-9566

E-mail：web_seibi@town.hakone.kanagawa.jp

担 当：渡邊